

# 新千里東町地域自治組織の概要

— 平成24年2月26日 —

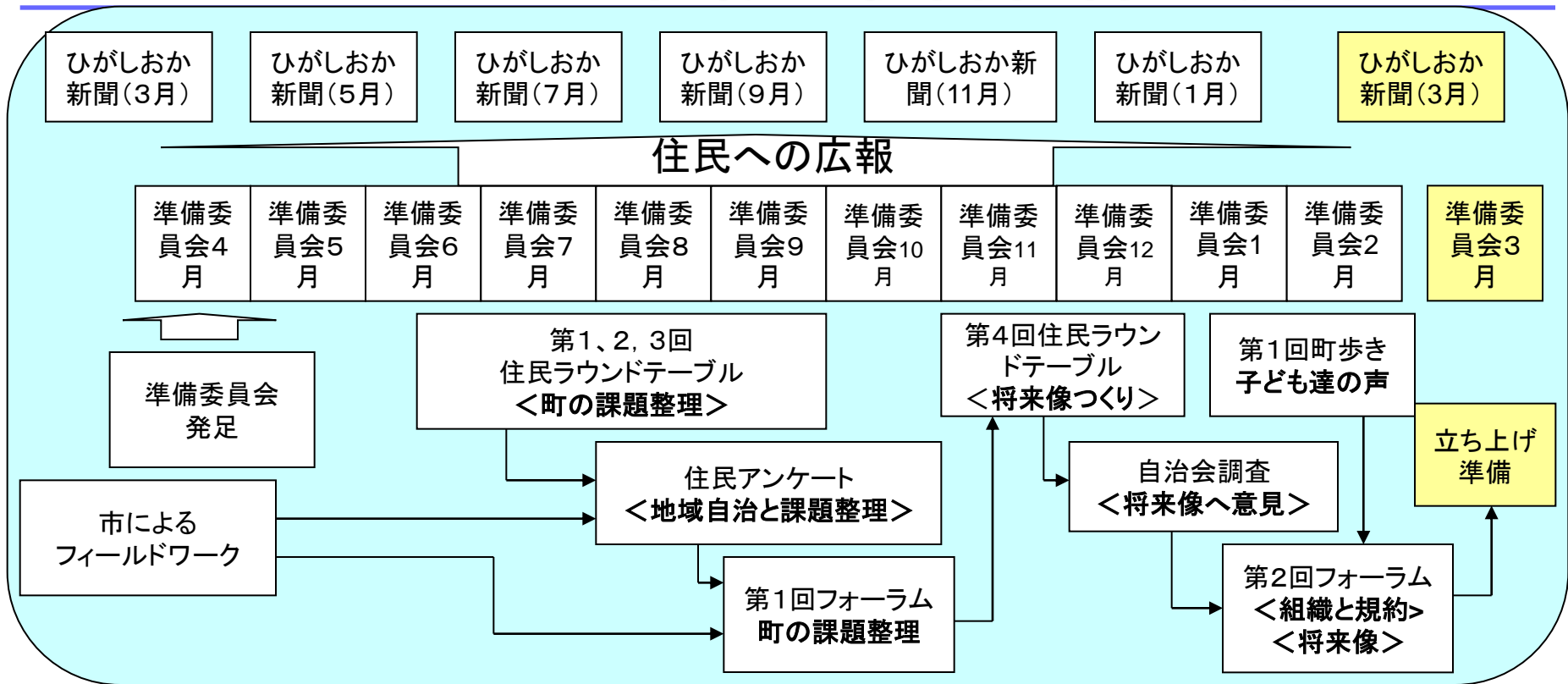
新千里東町地域自治準備委員会

# もくじ

1. 地域自治組織の検討経緯と今後
2. 地域自治組織とは
3. 地域自治組織の設立・運営
4. 地域自治組織と行政支援のあり方
5. 東町の各団地と諸団体との関係
6. 東町地域自治組織イメージ
7. 東町地域自治協議会
8. 東町地域の将来像(ビジョン)
9. 東町地域自治協議会規約
10. 東町地域自治協議会の組織と役割
11. 東町地域自治協議会の組織構成
12. 東町地域自治協議会総会代議員
13. 東町地域自治協議会と会計
14. 東町地域自治協議会の部会、委員会
15. 東町地域自治協議会と福祉、分館、防犯とのかかわり方
16. 東町地域自治協議会と自治会とのかかわり方
17. 東町地域自治協議会と新規テーマでの部会設置
18. 東町地域自治協議会立ち上げでの課題認識

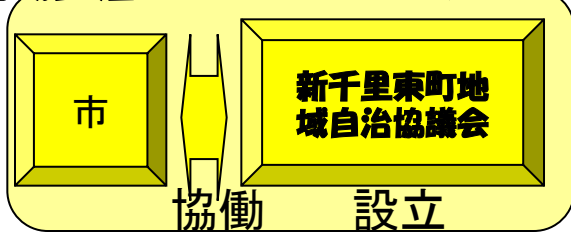
参考資料

# 1. 地域自治組織の検討経緯と今後



今後は、...

## 地域自治へのスタートポイント



地域づくり計画策定・協議会部会活動

東町将来像(ビジョン)実現に向けて

ラウンドテーブル・フォーラム・町歩き

## 継続課題

- 担い手の拡大
- 市補助金の包括化
- 既存団体のかかわり方

## 2. 地域自治組織とは

### 地域自治組織とは、

- その地域の住民を代表し、地域の福利向上をめざして地域課題を解決し、望ましい地域をつくっていくために設立する、住民による、住民のための、住民の組織。
- 地域の人たちが、地域の課題について考え、話し合っ、取り組み方法などを決める場となる。

### 地域自治組織の役割は、

- 地域のさまざまな団体の連絡・相互協力・連携の調整を行う。
- 地域ニーズを把握し、地域の課題を見出すことにより、地域の特性に応じた公共サービスを提供する。
- 地域を代表する、市との連絡調整・協働の窓口となる。
- 基礎的コミュニティ組織(自治会等)の規模では実施困難で、かつ全市的に取り組むには非効率な課題に取り組む。

### 3. 地域自治組織の設立・運営

- 根拠 法的根拠の整備が必要。
- 設立 住民が自発的・自主的に設立。少なくとも自治会、公民分館、校区福祉委員会が参画していること。
- 規約 開かれた民主的な運営のルールを定める。
- 構成員 地域に住む人、学ぶ人、働く人の誰もが参加できる。
- 範囲 原則小学校区。一つの範囲に一つの組織。
- 会計 透明性の確保。住民への説明責任を果たす。
- 意思決定 事案の重要度に応じて、合意形成の方法を工夫。

# 4. 地域自治組織と行政支援のあり方

## (1) 行政支援のあり方

- 一斉・一律ではない、地域の多様性に応じた柔軟な支援メニューを用意。
- 支援・被支援ではない対等な関係を築き、地域自治組織の成長を促す。

## (2) 地域コミュニティの活性化に向けた補助金等のあり方

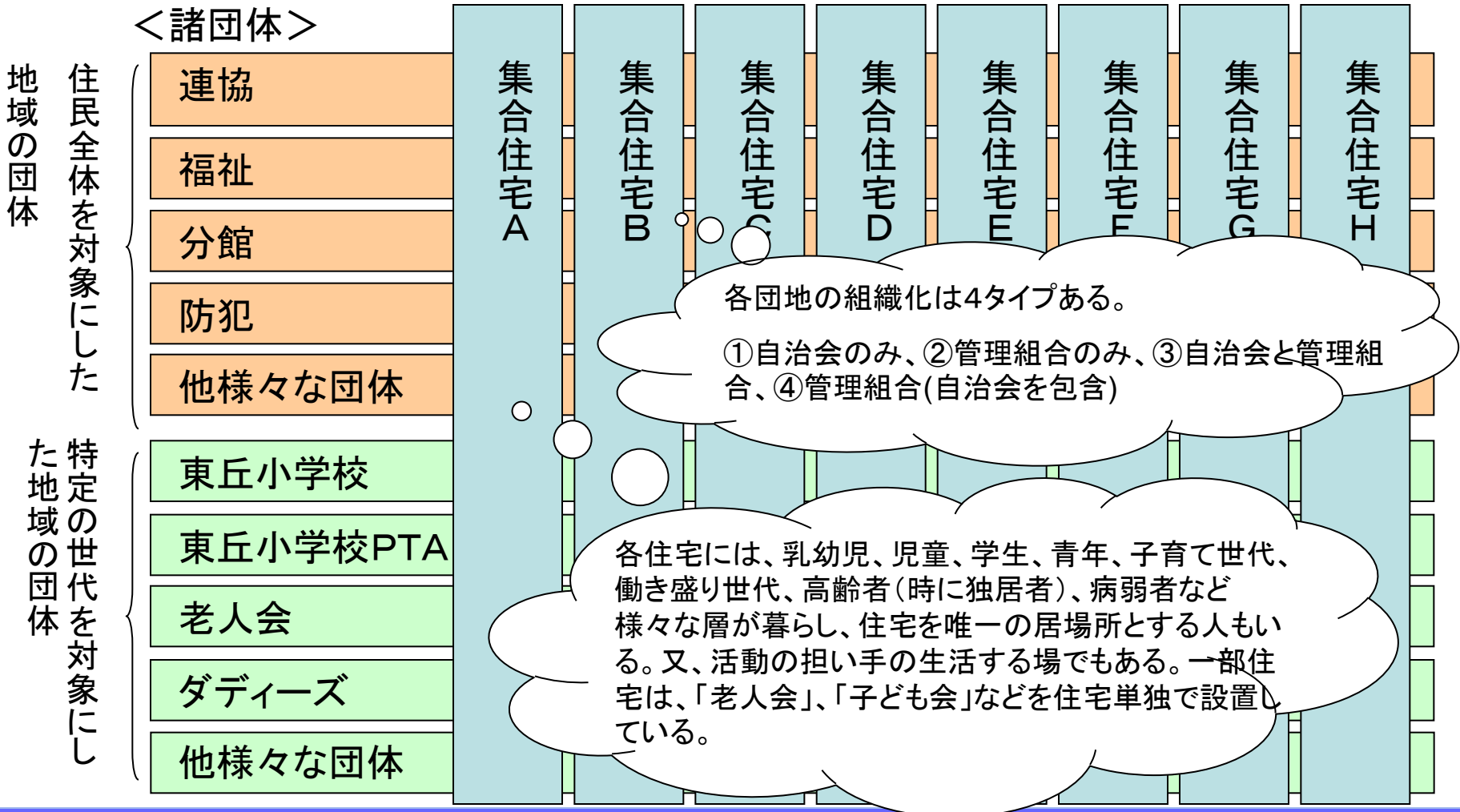
- 地域団体への補助金等の包括化や、新規の予算措置の検討が必要。
- 地域にとって使いやすい補助金等に(使途の柔軟性、積立など)。

## (3) 地域自治組織の経費と財源

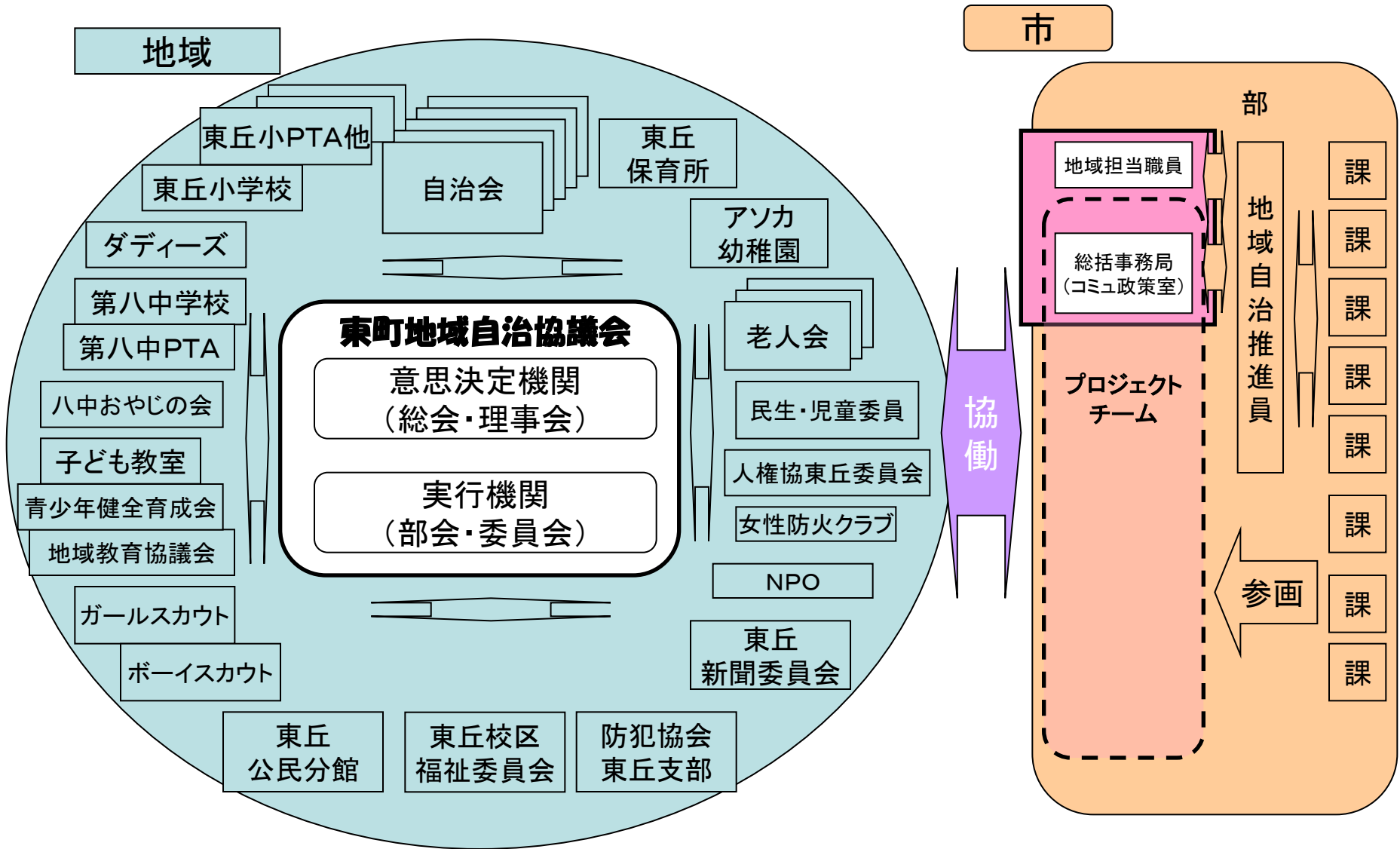
- 財源は寄付金、賛助会費、参加団体からの分担金、自主事業収入、行政からの補助金・交付金・委託料など。
- 予算は原則として地域づくり計画に基づき、開かれた場で民主的に決定。

# 5. 東町の各集合住宅と諸団体との関係

各集合住宅には、居住者の地域コミュニティに關与する自治会と、主に住宅の財産管理を担う管理組合がある。  
 諸団体は、各住宅居住者の子育て、高齢者、情報伝達、安全・防災、住環境など担当分野別に支援活動をする。

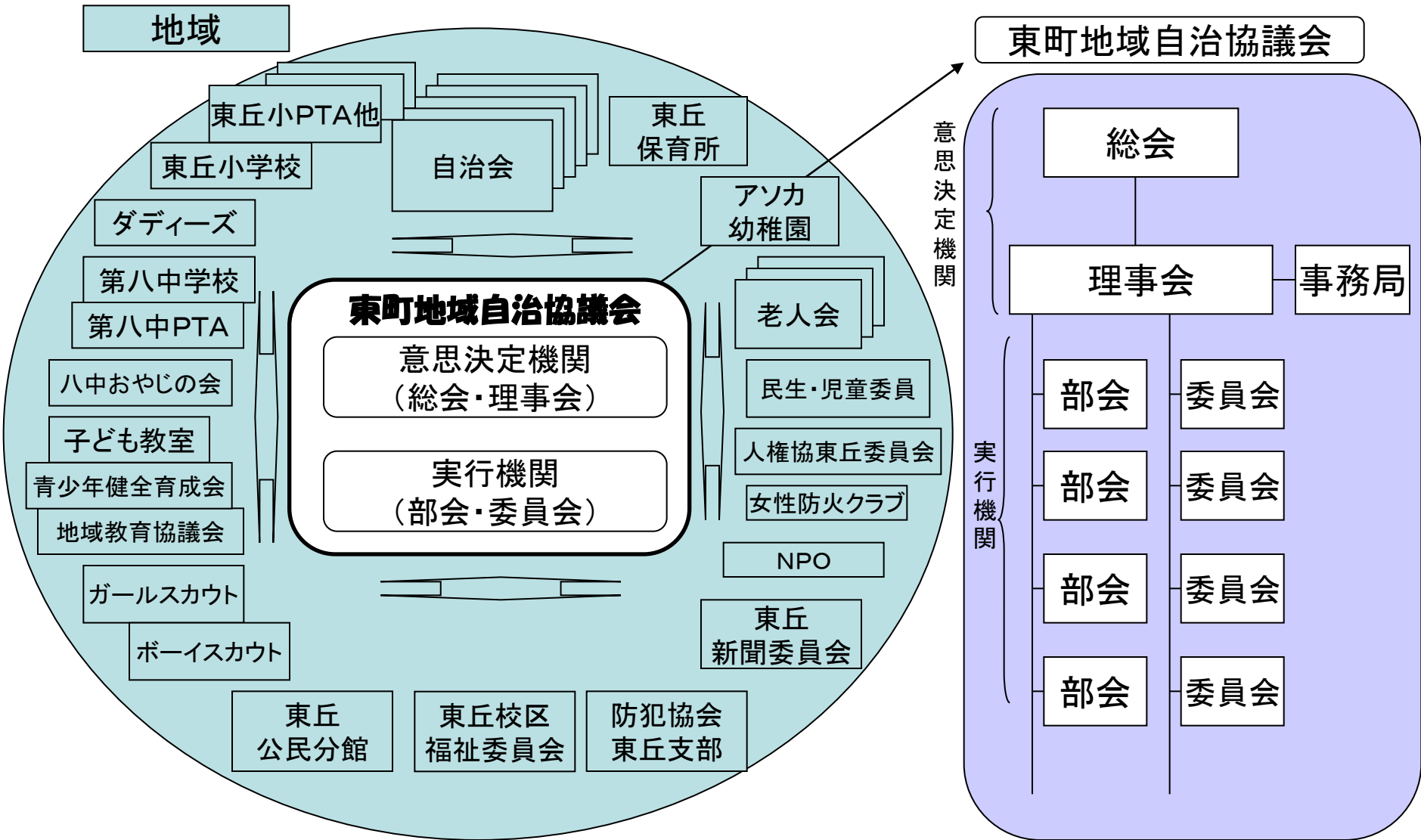


# 6. 東町地域自治組織イメージ





# 7. 東町地域自治協議会



## 8. 東町地域の将来像(ビジョン)

### ●全体ビジョン

**住んでみたい、住んで良かった、これからも住み続けたい東町**

### ●テーマ別ビジョン

〔子育て〕:子どもがのびのびと育ち、子どもの親が安心して育てる事ができるまちづくり

〔高齢者〕:孤立化しないまち

〔安全・防災〕:住民どうしのコミュニケーションを高め、防犯、防災の意識の高い東町

〔住環境〕:子どもがのびのびと高齢者が生き生きと活動できる東町公園にしよう／東町近隣センターを使いやすく充実させよう

〔情報発信・交流〕:ていねいな情報発信で知りたい情報がすぐに伝わる東町

〔担い手〕:日常のコミュニケーションから信頼関係が生まれ、自然と担い手が育まれる地域

## 9. 東町地域自治協議会規約

### 新千里東町地域自治協議会規約

#### 第一章 総則

#### 第二章 協議会メンバー

#### 第三章 役員

#### 第四章 会議

#### 第五章 総会

#### 第六章 理事会

#### 第七章 部会及び委員会

#### 第八章 事務局

#### 第九章 経費、資産及び会計

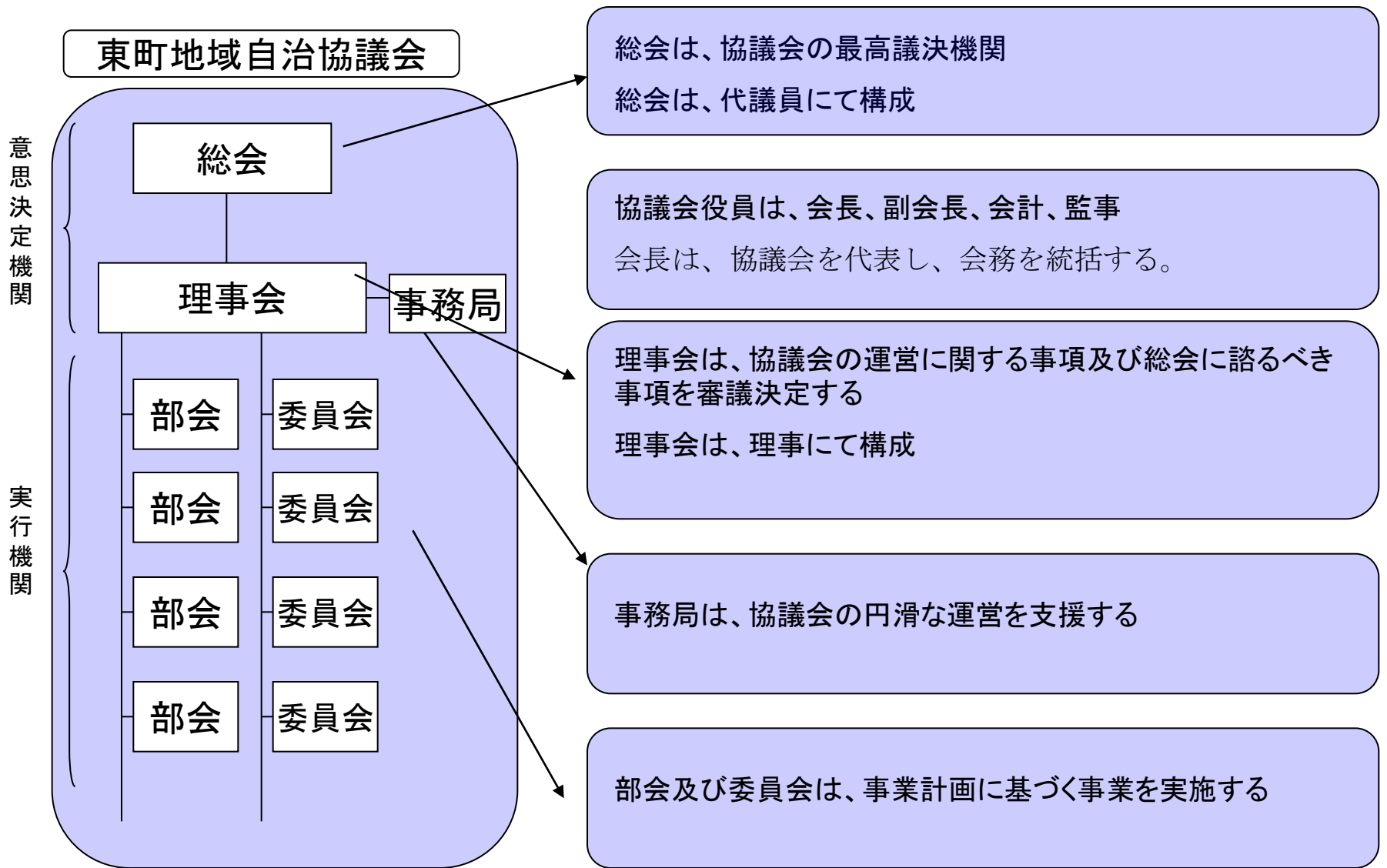
#### 第十章 規約の変更及び解散

#### 第十一章 雑則

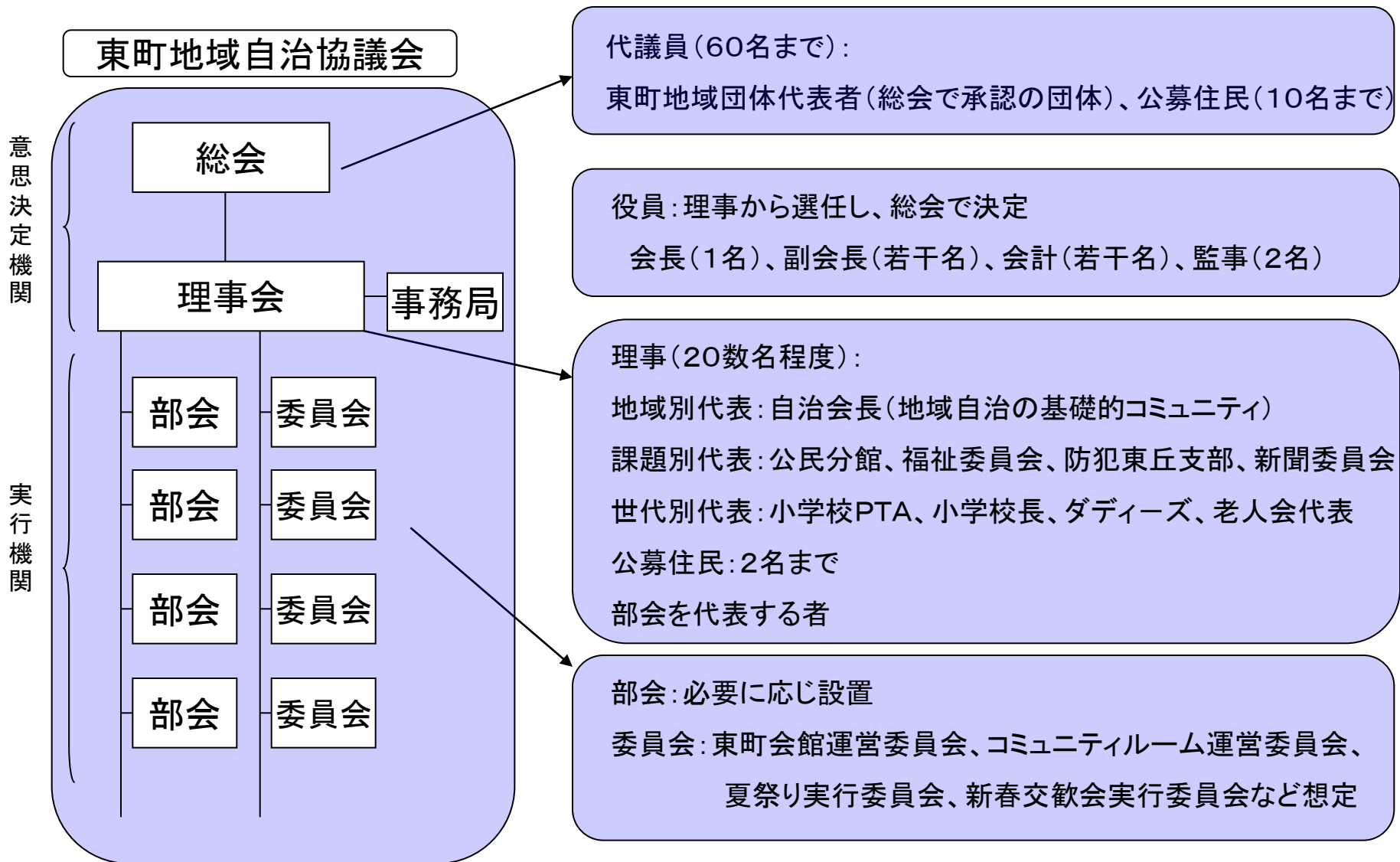
#### (目的)

第1条 地域住民がお互いに協力し交流を図りながら、地域に住まうすべての人々が安全安心に暮らしていけるよう、さまざまな課題について話し合い、解決に向けた取り組みを進め、「住んでみたい、住んでよかった、これからも住み続けたい東町」の実現をめざす。

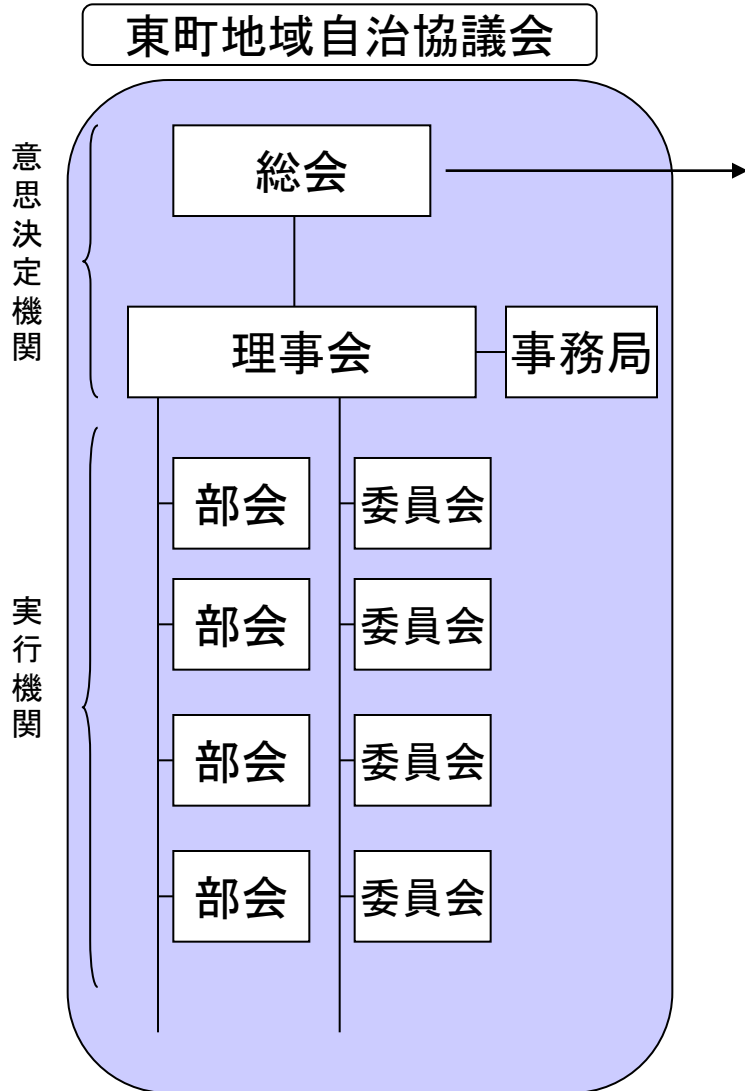
# 10. 東町地域自治協議会の組織と役割



# 11. 東町地域自治協議会の組織構成



# 12. 東町地域自治協議会総会代議員



代議員(60名まで):

東町地域団体代表者(総会で承認の団体)、公募住民(10名まで)

自治会(12):メゾン千里、新千里桜ヶ丘メゾンシティ、新千里東町アーバンライフ、OPH新千里東町、ガーデンヒルズ千里中央、ジオメゾン新千里東町、シティハウス新千里東町(深谷第三住宅)、東町商店会、都市機構新千里東町、東丘住宅、東町三の三、ローレルコートあかしの丘、<ザ・タワービル>、<レジデンス千里中央>

主要団体(3):東丘公民分館(分館)、東丘校区福祉委員会(福祉)、豊中地域防犯東丘支部(防犯)

民生・児童委員(1)

教育機関(4):東丘小学校、第八中学校、東丘保育所、アソカ幼稚園

東丘小学校区で活躍する団体(10):東丘コミュニティルーム運営委員会、東丘新聞委員会、東町会館運営委員会、校区健康づくり推進員会、東丘女性防火クラブ、東丘小PTA、東丘小指導ルーム、東丘体育団体協議会、東丘子ども教室、東丘ダディーズクラブ

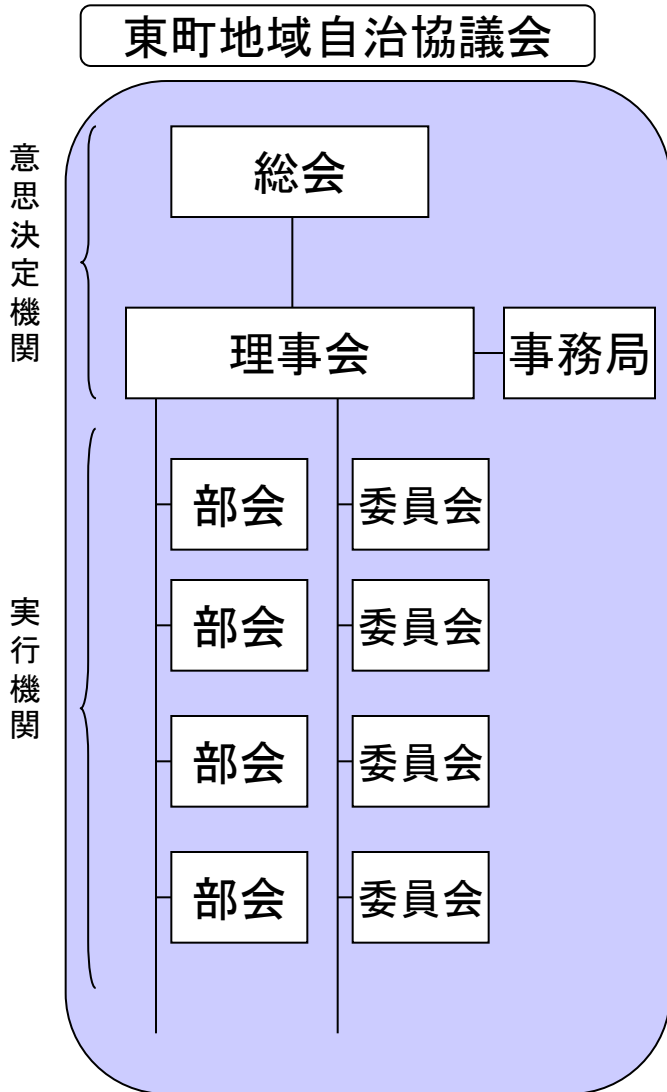
第八中学校区で活動する団体(5):八中PTA、八中おやじの会、青少年健全育成会、人権教育推進協議会、八中校区地域教育協議会

NPO(4):ひがしまち街角広場、NPO千里・住まいの学校、NPO千里グッズの会、千里竹の会

シニア団体(3):八千代クラブ、エルダー東町(都市機構)、あかしの丘シニアクラブ

ボーイ&ガールスカウト(2):ボーイスカウト豊中第14団、ガールスカウト大阪第61団

# 13. 東町地域自治協議会と会計



収入源： ・各団体からの協賛金

・市からの補助金

・協議会が行う事業等収入

(連協の収入について、協議会が引き継ぐことが前提)

地域コミュニティの活性化に向けた補助金等のあり方として、

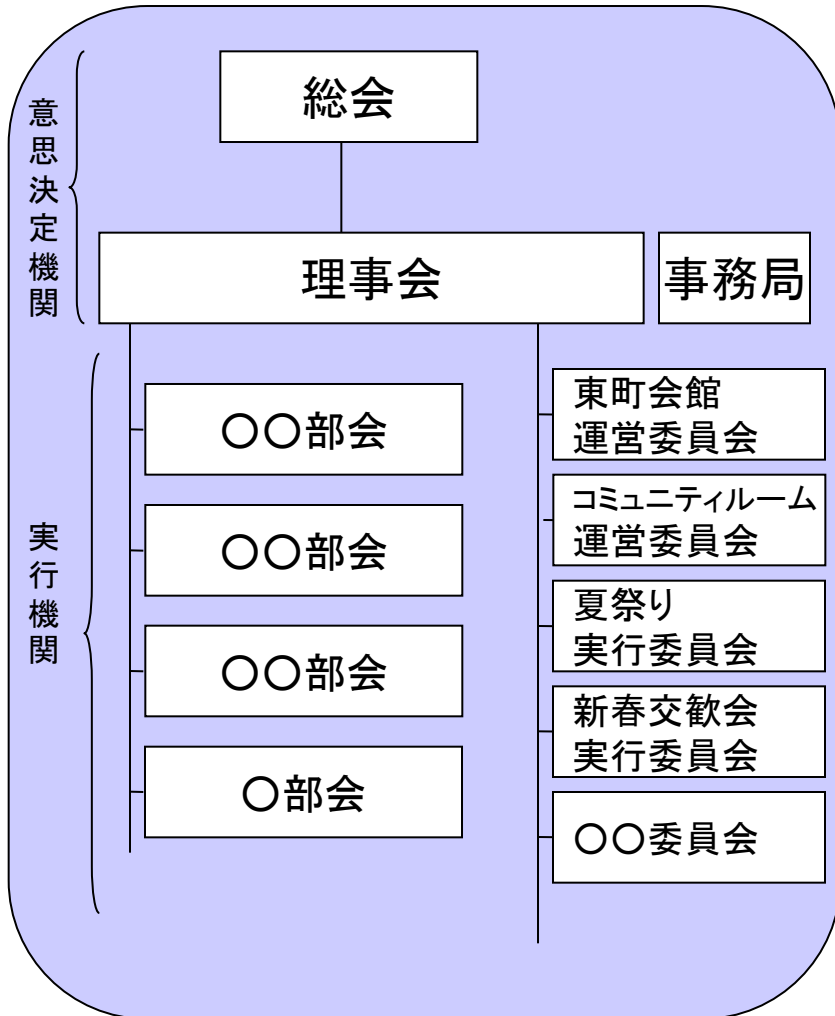
○地域団体への補助金等の包括化や、新規の予算措置の検討が必要。

○地域にとって使いやすい補助金等に(用途の柔軟性、積立など)の方針であるが、地域団体への補助金等の包括化の実現には、市側、地域側ともにその環境の整備に、もうしばらく時間が必要

=>従って、協議会の立ち上げにあたって、地域自治を前進するために、東町の既存団体の協議会への参画のかかわり方を具体的に定義し、進める。

# 14. 東町地域自治協議会の部会、委員会

## 東町地域自治協議会



### ●協議会立ち上げ時の前提事項、制約事項

- ・連協(東町自治会連絡協議会)は発展的解消とし、連協の活動継続に必要な機能は、部会や委員会を組成する。
- ・市からの補助金の包括化には、地域も市もその環境整備に、もう少し時間をかける必要である。従って、既存の団体は当面、現在の組織のまま活動を継続する

=>

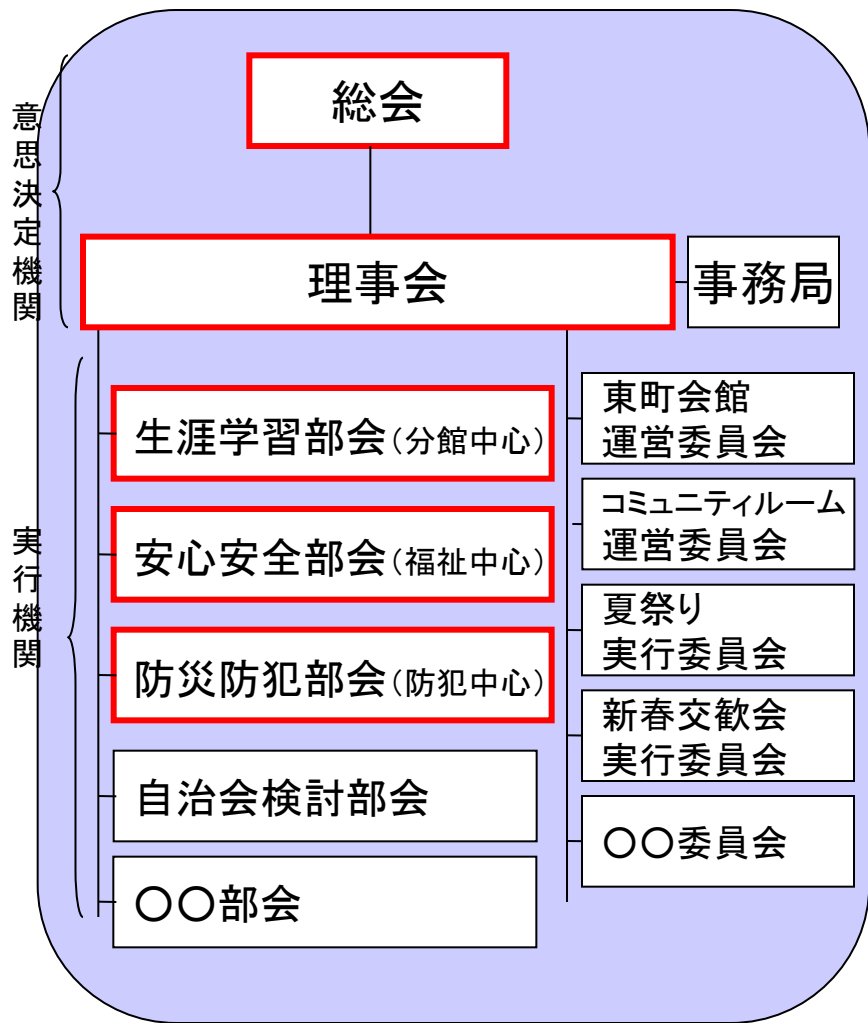
### ●協議会の部会、委員会の組成の考え方

- ①連協が主催していた夏祭りや新春交歓会の実行機関として、それぞれの実行委員会を組成する。
- ②東町会館運営委員会やコミュニティルーム運営委員会など、主要団体の参画・連携で運営されている地域の委員会も実行機関とする。
- ③部会については、担い手の問題もあり、必要に応じ設置する。(具体的には、次頁以降を参照)



# 15. 東町地域自治協議会と福祉、分館、防犯とのかかわり方

## 東町地域自治協議会

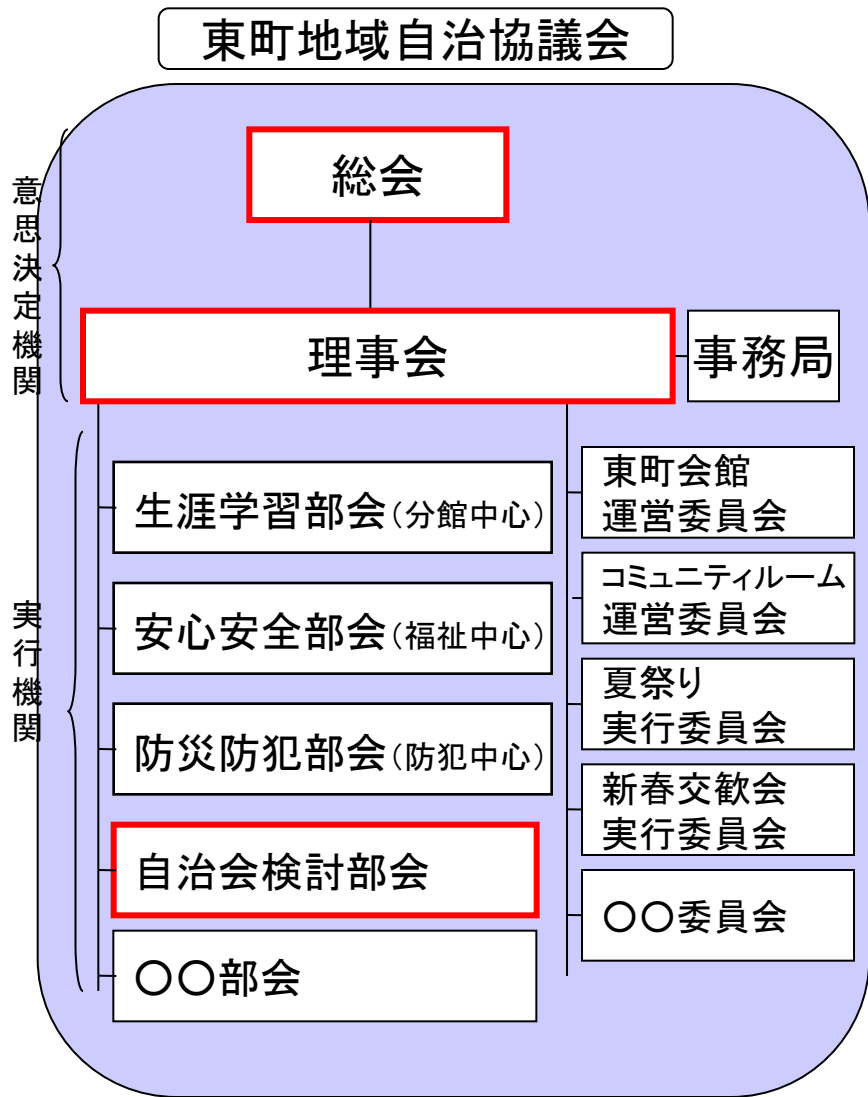


地域自治協議会と福祉(校区福祉委員会)、分館(東丘公民分館)、防犯(防犯協会東丘支部)とのかかわり方については、次の通りとしたい。

=>

- ①地域自治組織立ち上げ時には、福祉、分館、防犯、いずれも現在のそれぞれの組織にて、現在の活動を継続する。
  
  - ②新組織の理事会の理事として、また、総会の代議員として、新組織の意思決定機関の活動に協力する。
  
  - ③部会として、福祉、分館、防犯の各活動領域に対応する部会を設ける。
- 部会では、それぞれの担当分野について、部会事務局の役割を担い、連携するその他団体メンバーの参画も得て、地域自治組織の目的にそって、新しい地域自治組織の中での位置づけや今後の活動や連携について検討する。

# 16. 東町地域自治協議会と自治会とのかかわり方



各自治会は、地域住民意見を代表する地域自治の中核の団体として、次の通りと考える。

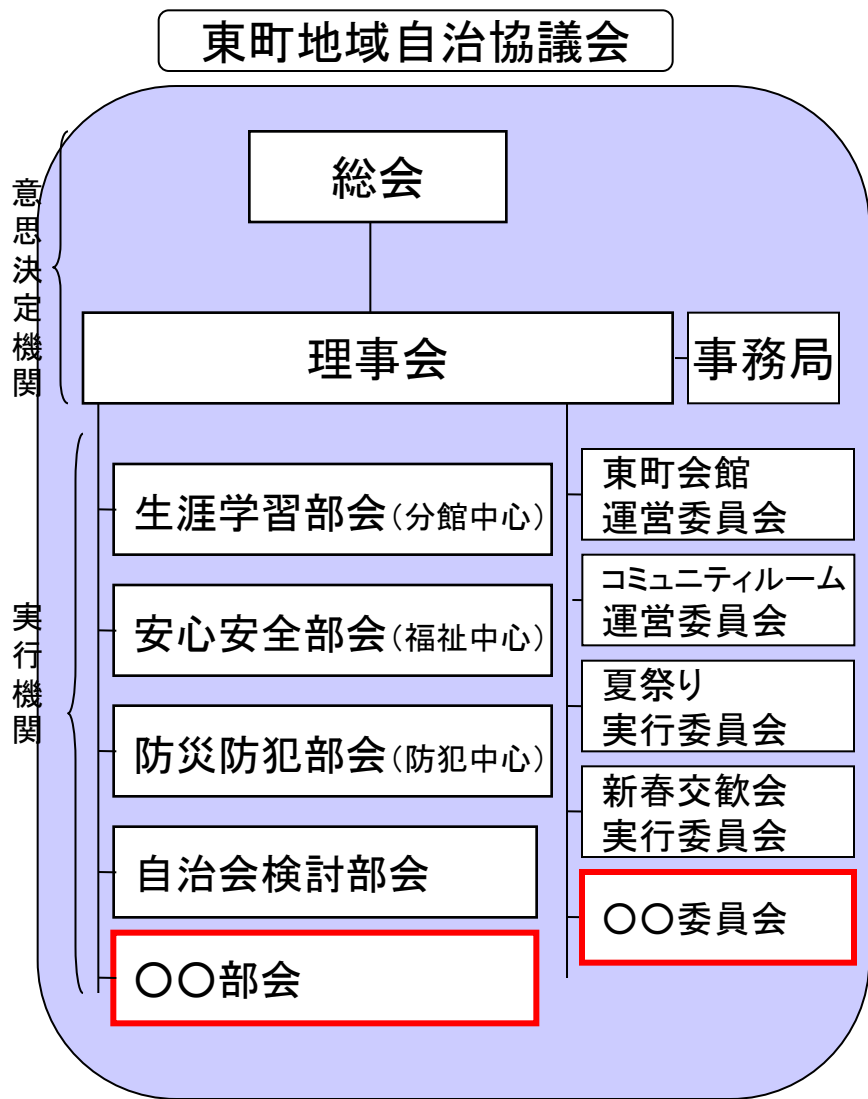
=>

①新組織の理事会の理事として、また、総会の代議員として参画する。

②部会として、自治会検討部会を設置する。

自治会内の共通課題解決に向けての連携や自治会加入率向上、管理組合との連携、新たな担い手探しなど自治会活性化に向けた連携協議の場とする。

# 17. 東町地域自治協議会と新規テーマでの部会設置



協議会としての、新たなテーマでの部会や委員会の設置は、次の通りと考える。

=>

- ①準備委員会の活動を通じて、地域の課題を洗い出し、将来像(ビジョン)とその実現に向けた取組みについて、整理を実施した。
- ②協議会は立ち上げ当初は理事会が中心となり、地域の将来像(ビジョン)に向けた取組みの見直しと優先付けなど町づくり計画の整備が必要である。
- ③一方、現時点で整理された課題の中で取組みを急ぐものもある。

従って、

- ④協議会は新しい組織であり、その組織運営の円滑化とその有効性検証のためにも、新しいテーマでの部会設置は、立ち上げ当初は、優先度の高いテーマの一つか二つに限定し、設置したい。テーマの候補としては、地域防災が想定される。

# 18. 東町地域自治協議会立ち上げでの課題認識

東町地域自治協議会の立ち上げに向けた規約や組織体制が、検討を通じて明らかになった。現在の課題項目は、次の通りです。

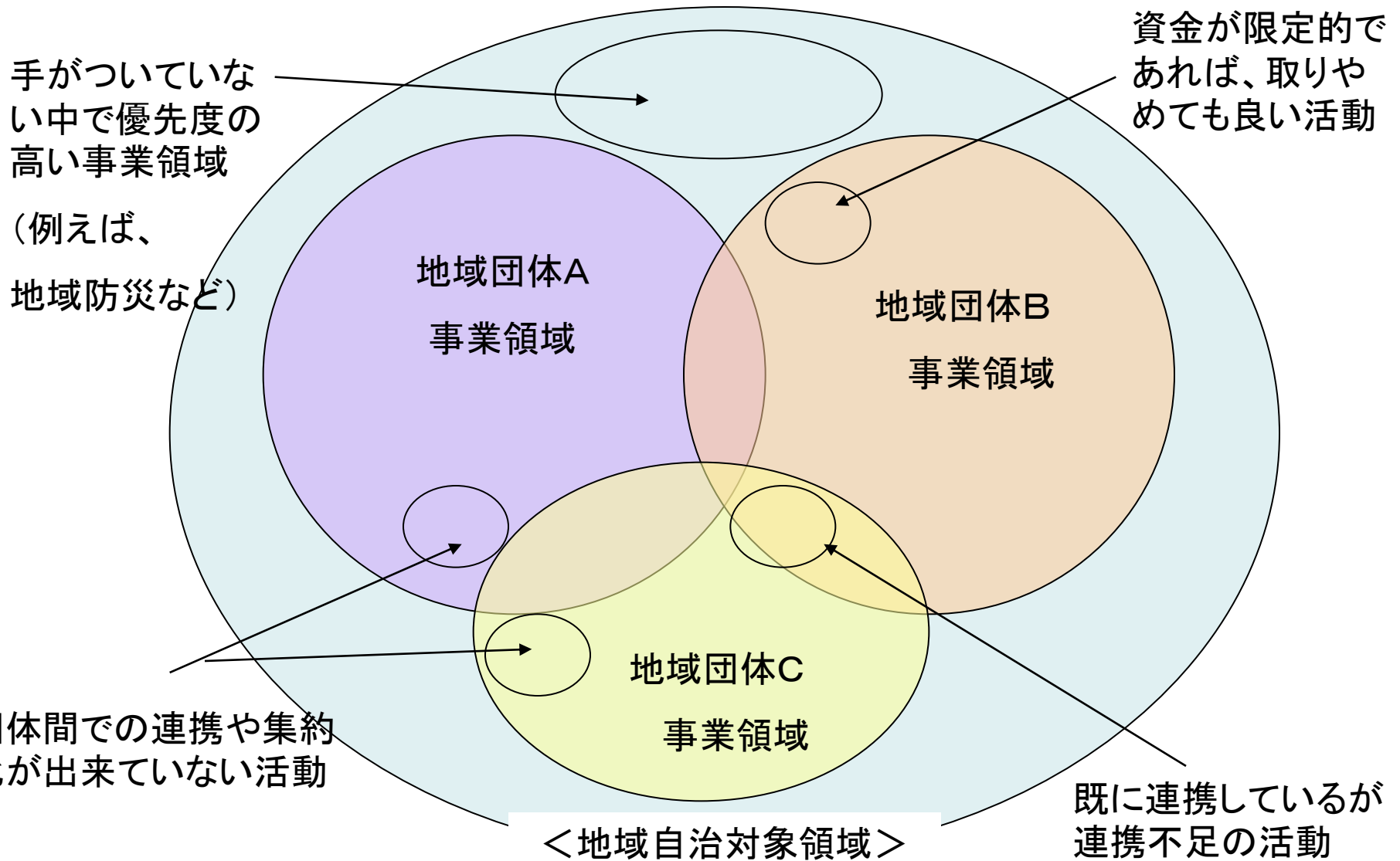
- ①協議会の役員、代議員、理事などの任期を2年としたが、自治会などは任期が1年であること  
=>協議会の任期を1年とする方向で考えたい。
- ②市からの補助金の包括化の実現には、もう少し時間が必要  
=>補助金の包括化の実現まで地域自治組織の立ち上げを待つべきであるとの考え方もあるが、地域住民の代表者による協議機関を設置し、協議による課題整理と優先付けにもとづく地域づくり計画の整備、そして、担い手の醸成など、やれる範囲で将来像(ビジョン)実現のための活動を推進すべきと判断。そうすることが、包括化実現となった際の円滑な移行の受け皿となると判断。
- ③住民の地域自治への理解と参画意識の醸成が不十分であること  
=>概念で理解してもらいより、協議会を立ち上げて、実際の地域自治活動を通じて理解いただくことも必要と判断。協議会立ち上げ後も、ラウンドテーブル、フォーラム、町歩きなど住民参画のイベントは継続実施していくことが必要。

# 参考資料

---

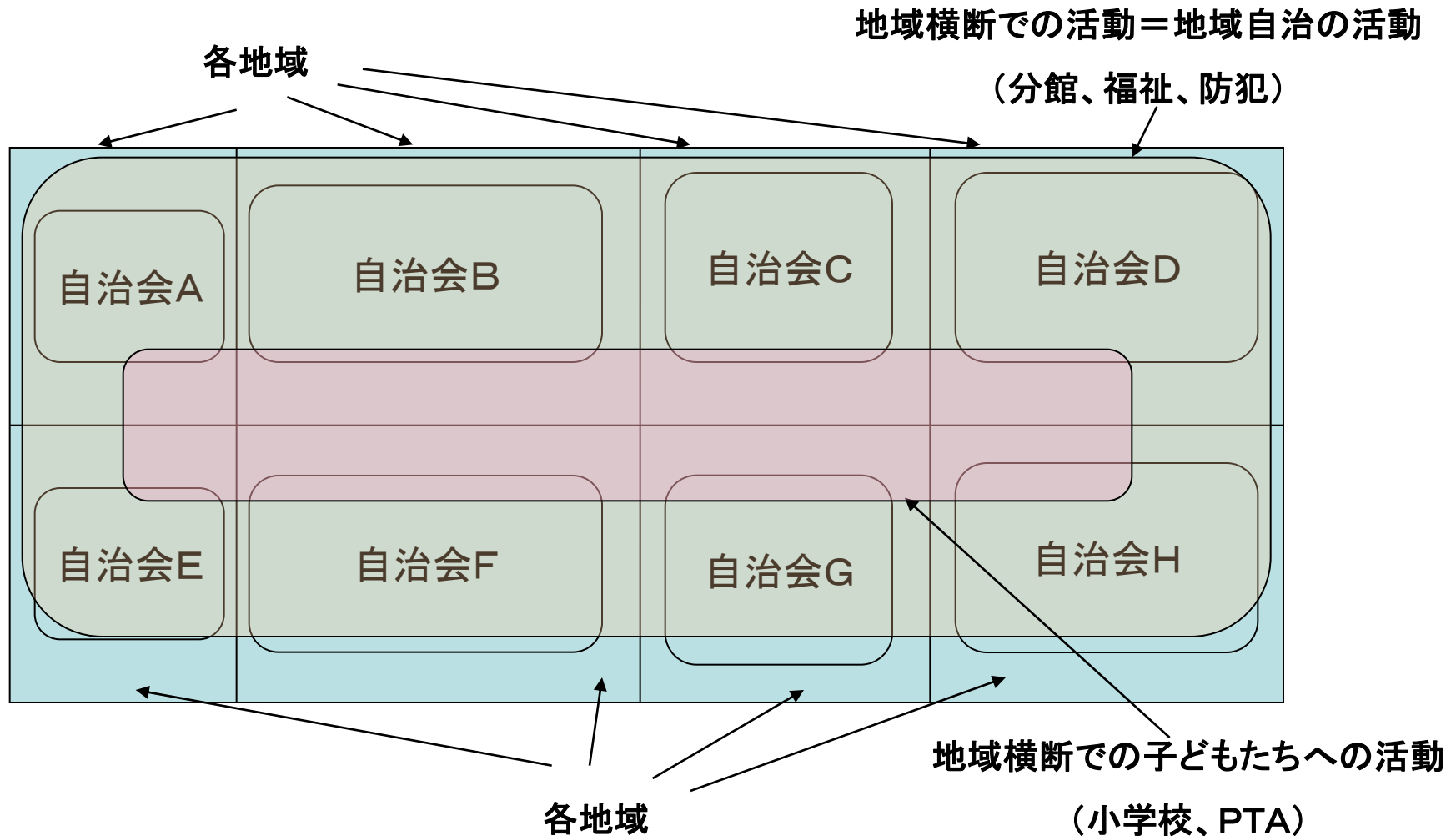
- ◆既存団体の活動と地域自治での見直しポイント
- ◆東町諸団体の関係
- ◆地域活動団体間の人材の流れ
- ◆既存団体と地域自治協議会 その1
- ◆既存団体と地域自治協議会 その2
- ◆防災の現状について
- ◆市からの補助金等の種類
- ◆Q&A その1 その2

# 既存団体の活動と地域自治での見直しポイント

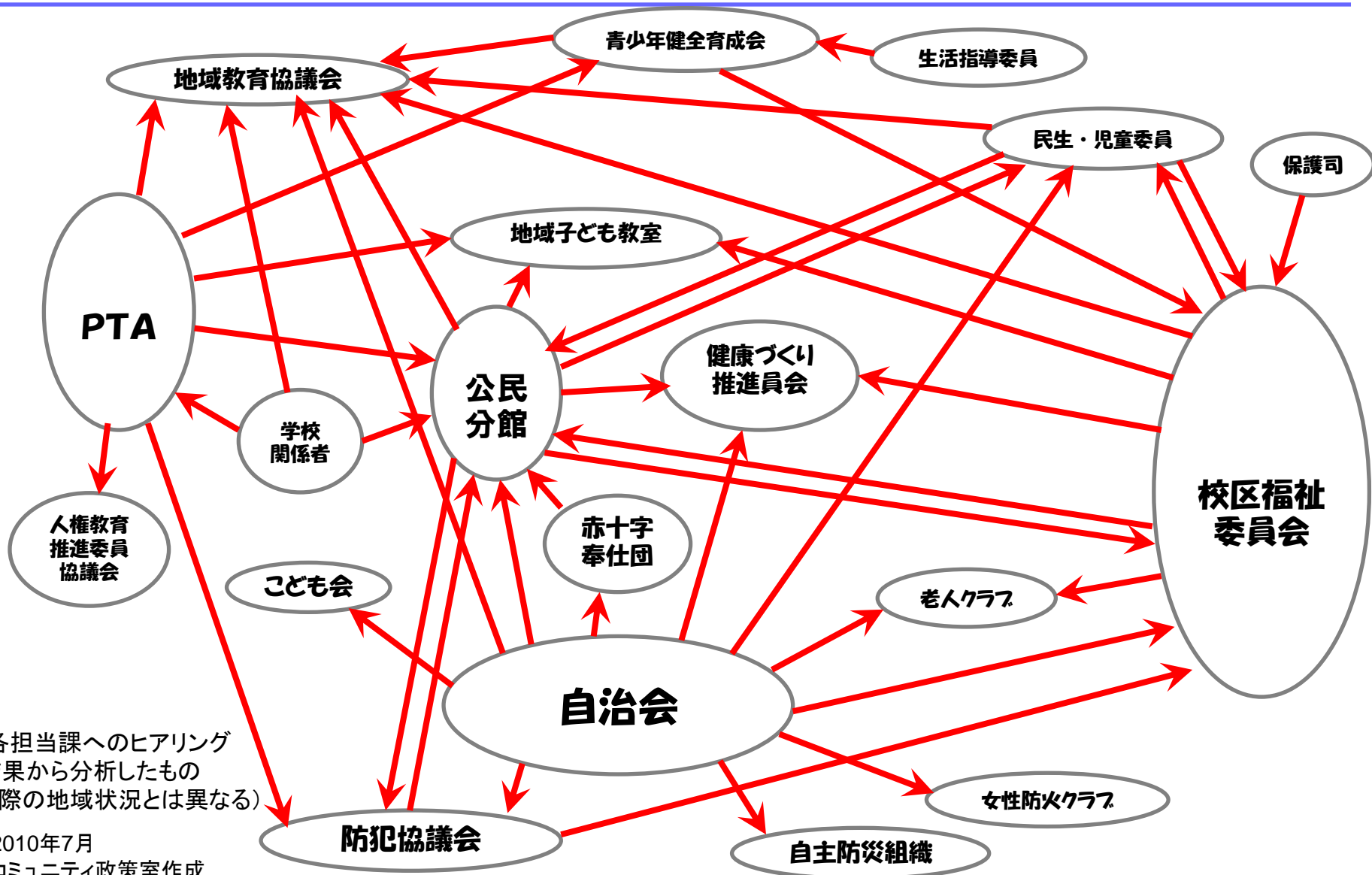


# 東町諸団体の関係

自治会と、分館、福祉、防犯などの地域団体との特性は異なる。分館、福祉、防犯は地域自治活動そのものであり、自治会は各住宅の住民親睦を図り、地域へ貢献



# 地域活動団体間の人材の流れ

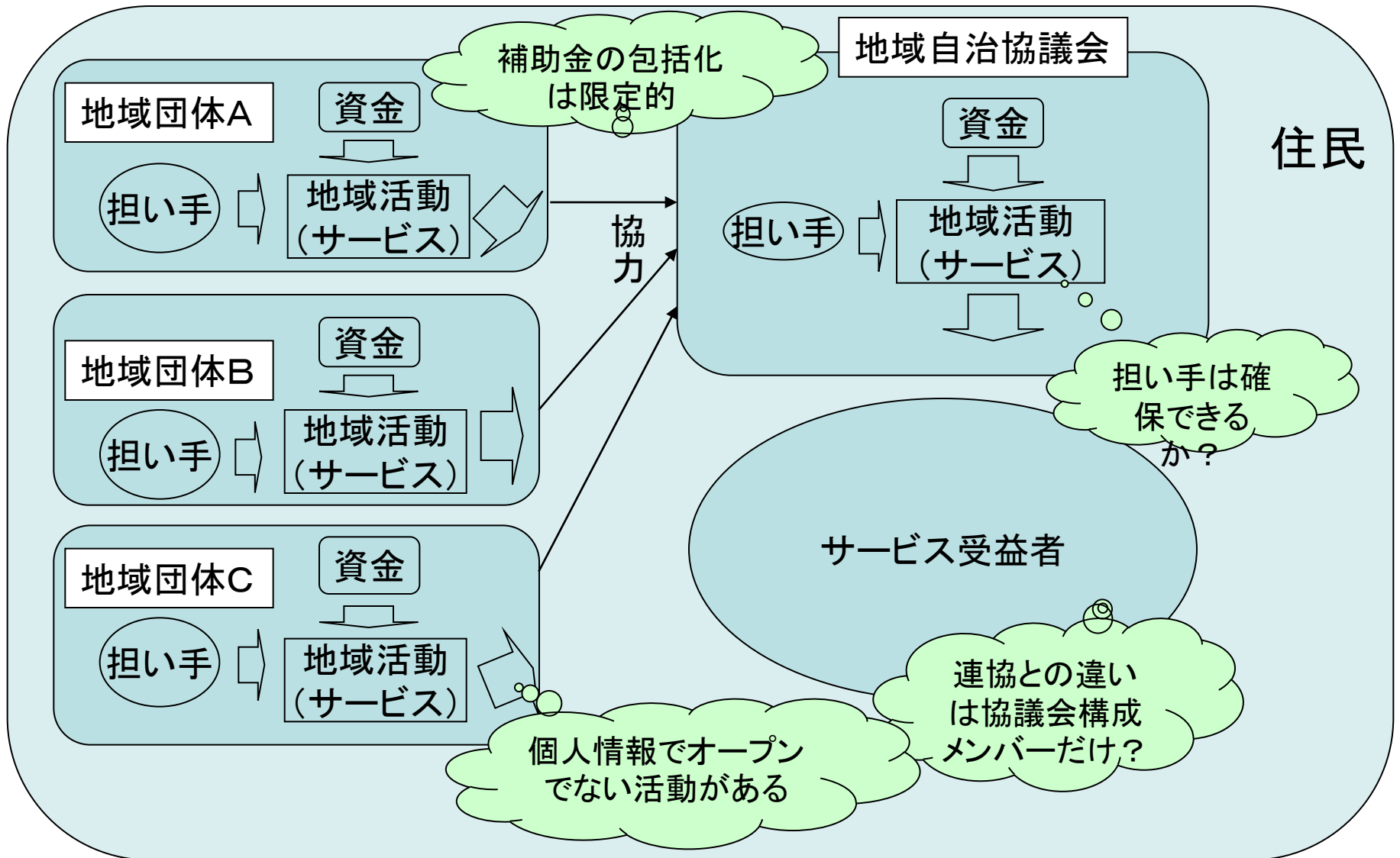


※各担当課へのヒアリング結果から分析したもの  
(実際の地域状況とは異なる)

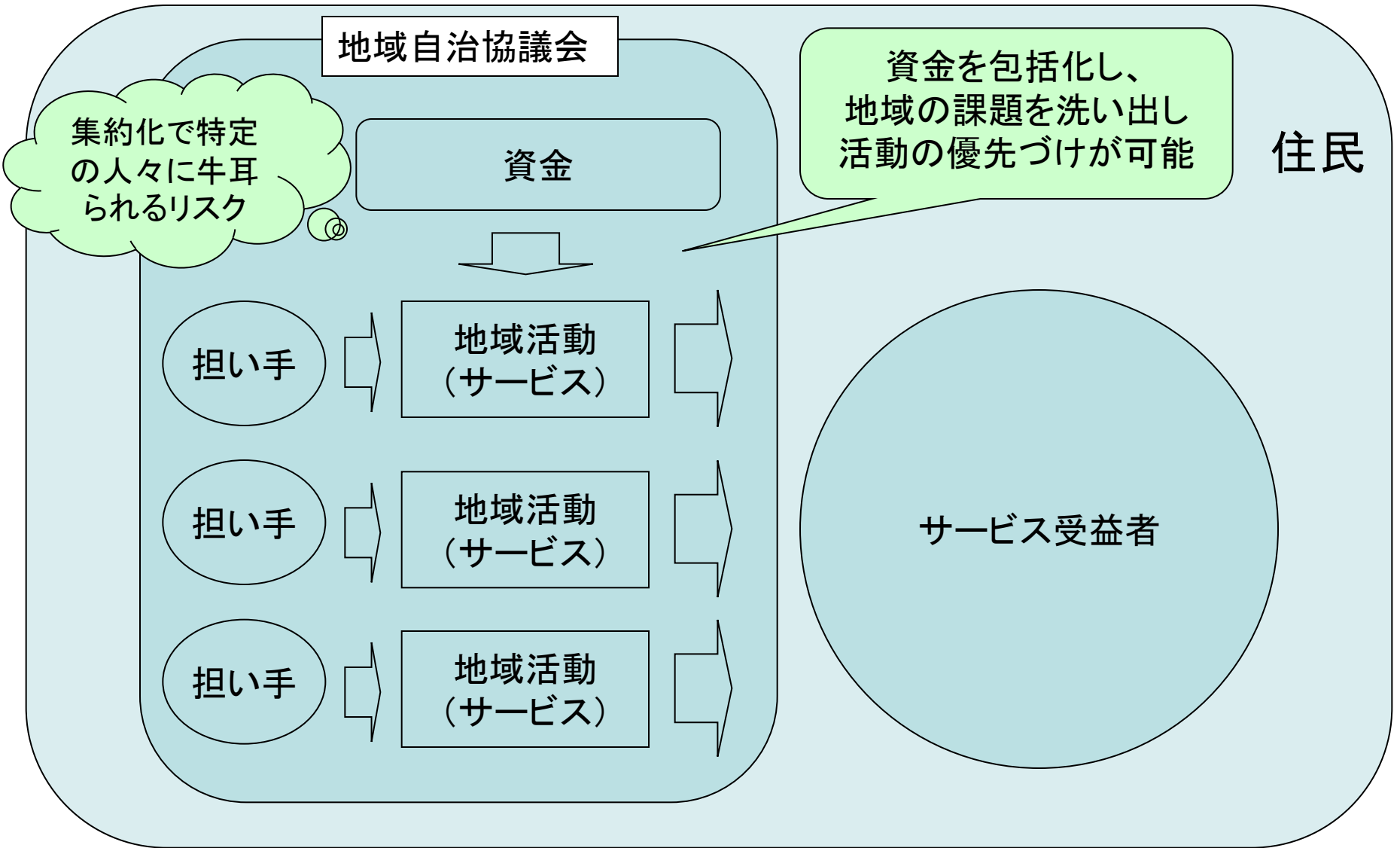
2010年7月  
コミュニティ政策室作成



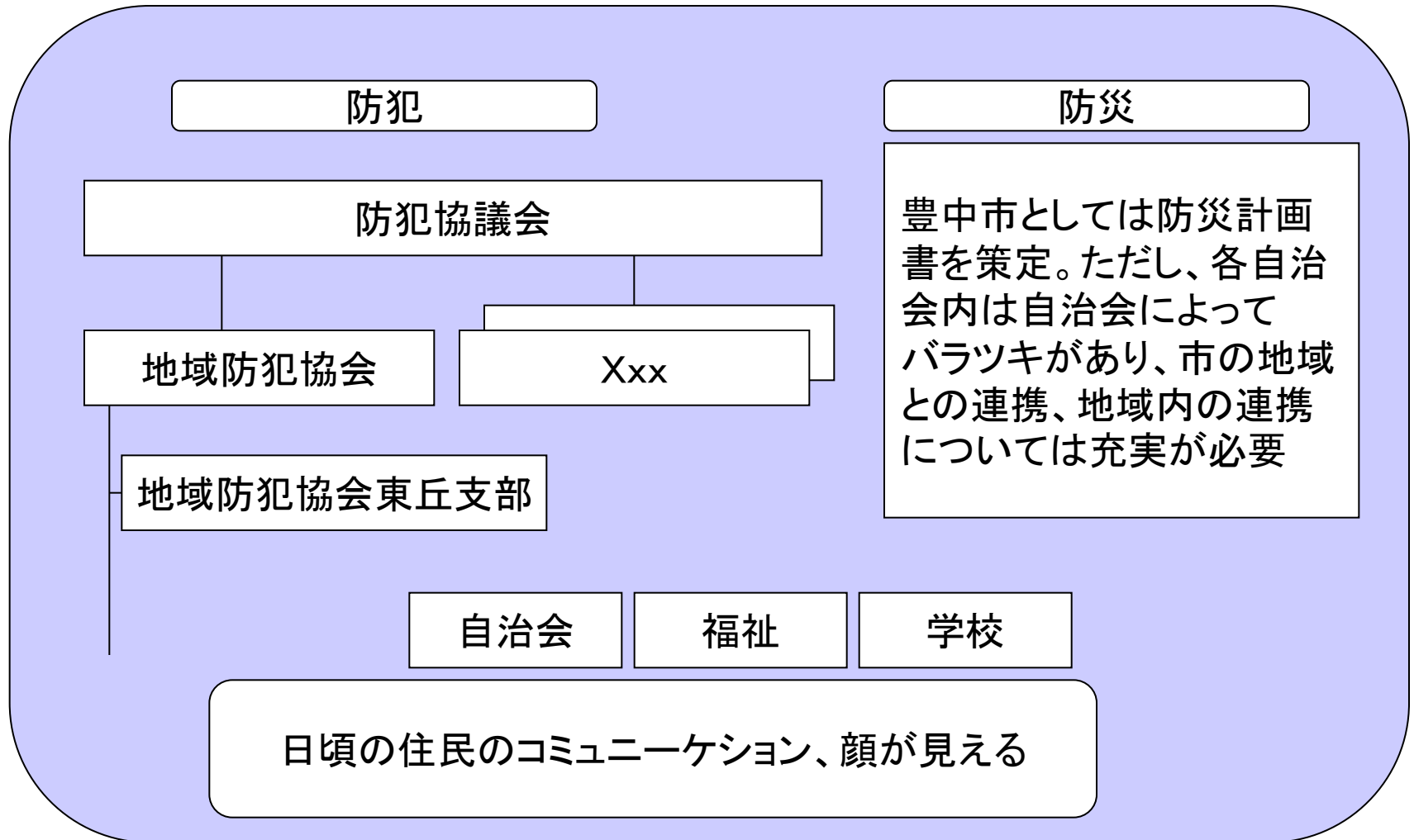
# 既存団体と地域自治協議会 その1



# 既存団体と地域自治協議会 その2



# 防災の現状について



# 市からの補助金等の種類

## タイプ1

補助金  
交付金  
助成金

- ・市が公益上必要と考える事業を行う団体に対して、その事業の実施にかかる経費を支出するもの。(団体の運営に対する補助ではなく、事業に対する補助という位置づけ。)
- ・市から活動を行う団体に直接支払われるもののほかに、市から連合組織(いわゆる上部組織)にまとめて支払われ、そこから各地域の団体に配分される補助金等もある。
- ・余剰金が生じた場合は精算し、市に返還する決まりになっていることが多い。

## タイプ2

委託料

- ・市が地域団体に事業を委託した場合に、その団体に交付される活動の対価。
- ・事業を行う団体と市との間で委託契約を交わすことが必要。

## タイプ3

報償金

- ・地域団体が活動することによって市が利益を受ける場合に、その活動を奨励しよう(他にも活動が広がるように勧めたい)という意味も込めて、地域団体に支払うもの。

## タイプ4

報酬

- ・市が個人に仕事を委嘱した場合に、その個人に交付される活動の対価。

# Q&A その1

## Q1. 新しい地域自治協議会は、現在の連協と何が違うのですか？

・新しい地域自治協議会は、市の認定要件を備えた地域自治組織です。新しい地域自治協議会は地域の各団体で構成し、地域課題の解決に向けた取組みを進めるための協議や、地域を代表する組織として、市との連絡調整・協働の窓口としての機能を持ちます。

・現在の連協は、地域の意見を集約し、市との連絡調整窓口としての機能の一面を持ちますが、地域自治組織の認定要件を満たしていません。

・新しい地域自治協議会の理事会は、地域別代表：自治会長(地域自治の基礎的コミュニティ)、課題別代表：公民分館・福祉委員会・防犯東丘支部・新聞委員会、世代別代表：小学校PTA、小学校長、ダディーズ、老人会代表、そして公募住民(2名)で構成され、より多くの住民の意見集約ができる組織体制となります。

## Q2. 東町地域活動を担っている福祉、分館、防犯など既存団体の組織が、現在のまま継続となっているのは、なぜですか？

・福祉、分館、防犯など既存団体が新しい地域自治協議会の組織として機能するには、補助金の包括化が望まれます。補助金の包括化の実現には、もう少し時間がかかります。補助金の包括化の実現まで地域自治組織の立ち上げを待つべきであるとの考え方もありますが、新しい地域自治協議会では、地域の団体の代表者で構成する理事会を設置し、協議を行い、地域課題を整理し優先付けにもとづく地域づくり計画の整備や担い手の醸成など、やれる範囲で将来像(ビジョン)実現のための活動を推進すべきと考えます。そうすることが、包括化実現となった際の円滑な移行の受け皿となると判断しています。

## Q&A その2

**Q3. 福祉、分館、防犯の各活動領域に対応する検討部会を設けることの意図はなんですか？**

・新しい地域自治協議会の立ち上げ時は、福祉、分館、防犯の活動領域は既存組織の活動の継続を想定していますが、これと併せてそれぞれの領域の活動について、今後の組織体制や活動内容、担い手などについて検討する部会を設けたいと考えています。

・その意図は、それぞれの活動領域について、①現在の上位組織を含めた全体の組織体制、補助金を含めた会計内容、そして現状の活動内容に関して住民の理解を深めること ②新しい地域自治協議会の目的を共有し、それぞれの活動領域での関連団体や住民意見も踏まえ、活動のあり方・進め方を検討すること です

・こうした活動を通じて、新しい地域自治協議会の組織体制が本来あるべき姿となって住民の理解が深まると同時に、新しい担い手の発掘など地域活動の活性化に繋がると考えるからです。

# 協議会設立総会への準備

地域自治協議会の設立には設立総会が必要となり、次の準備を4月開催目標に進める予定です

